

長崎県公立大学法人定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この公立大学法人は、豊かな人間性と高い知性及び国際性を涵養し、実践力と創造性に富む人材を育成するとともに、地域社会の教育研究の拠点として、知の財産を広く提供することにより、県民の生活及び文化の向上並びに地域社会の産業振興、ひいては国際社会に寄与するため、大学を設置し、及び管理することを目的とする。

(名称)

第2条 この公立大学法人の名称は、長崎県公立大学法人（以下「法人」という。）とする。

(大学の設置)

第3条 法人は、長崎県立大学を長崎県佐世保市に設置する。

(設立団体)

第4条 法人の設立団体は、長崎県とする。

(事務所の所在地)

第5条 法人は、事務所を長崎県佐世保市に置く。

(法人の種別)

第6条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

(公告の方法)

第7条 法人の公告は、長崎県公報に登載して行う。

第2章 役員等

第1節 役員

(定数)

第8条 法人に、次の各号に掲げる役員を置き、その員数は当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 2人以内
- (3) 理事 2人以内
- (4) 監事 2人

(職務及び権限)

第9条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、第16条各号に掲げる事項について決定しようとするときは、第13条第1項に規定する理事会の議を経るものとする。

3 副理事長は、法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理するとともに、理事長に事故があるときは、別に定めるところによりその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 理事は、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理するとともに、理事長及び副理事長に事故があるときは、別に定めるところによりその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員の

ときはその職務を行う。

- 5 監事は、法人の業務を監査する。この場合において、監事は、設立団体の規則で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。
- 6 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 7 監事は、法人が次に掲げる書類を長崎県知事（以下「知事」という。）に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。
 - (1) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の法第13条第6項第1号に規定する総務省令で定める書類
 - (2) その他長崎県の規則で定める書類
- 8 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は知事に意見を提出することができる。

（任命）

第10条 理事長及び監事は、知事が任命する。

- 2 副理事長（学長を除く。）及び理事は、理事長が任命する。この場合において、理事を任命するにあたっては、現に法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。

（学長の任命）

第11条 学長は、理事長と別に任命するものとし、次項の学長選考会議の選考に基づき、理事長が任命する。

- 2 学長を選考するため、大学に学長選考会議を置く。
- 3 学長選考会議の委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 第17条第1項に規定する経営協議会を構成する者のうち同条第2項第2号（学長となる副理事長を除く。）、第3号及び第4号に掲げる者の中から経営協議会において選出された者5人
 - (2) 第21条第1項に規定する教育研究評議会を構成する者のうち同条第2項第2号から第6号に掲げる者の中から教育研究評議会において選出された者5人
- 4 学長選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 5 議長は、学長選考会議を主宰する。
- 6 前3項に定めるもののほか、学長選考会議の議事の手続その他学長選考会議に関し必要な事項は、議長が学長選考会議に諮って定める。

（任期）

第12条 役員の任期は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- (1) 理事長 4年
 - (2) 副理事長（学長となる副理事長は除く。） 2年
 - (3) 理事 2年
 - (4) 監事 任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての法第34条第1項に規定する財務諸表の承認の日までとする。
- 2 役員は、再任されることができる。この場合において、理事がその最初の任命の際現に法人の役員又は職員でなかったときの第10条第2項後段の適用については、その再任の際現に法人の役員又は職員でない者とみなす。

第2節 理事会

（設置及び構成）

第13条 法人の運営に関する重要事項を審議するため、法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、理事長、副理事長及び理事をもって組織する。

(招集)

第14条 理事会は、理事長が必要と認めたときに招集する。

2 理事長は、理事会構成員のうち理事長を除く2人以上の要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

(議事)

第15条 理事会の議長は、理事長をもって充てる。

2 議長は、理事会を主宰する。

3 理事会は、構成員の過半数が出席しなければ成立しない。

4 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 監事は、理事会において意見を述べることができる。

第16条 次に掲げる事項は、理事会の議を経なければならない。

(1) 中期目標についての意見(法第78条第3項の規定により知事に申し述べる意見をいう。以下同じ。)及び年度計画(法第27条第1項の規定により作成する年度計画をいう。以下同じ。)に関する事項

(2) 法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項

(3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

(4) 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項

(5) 職員の人事の方針に関する事項

(6) その他理事会が定める重要事項

第3章 審議機関

第1節 経営協議会

(設置及び構成)

第17条 法人の経営に関する重要事項を審議するため、法人に経営協議会を置く。

2 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。

(1) 理事長

(2) 副理事長

(3) 理事

(4) 法人の役員又は職員でない者であって理事長が任命する者5人

(5) 副学長

(招集)

第18条 経営協議会は、理事長が必要と認めたときに招集する。

2 理事長は、委員(理事長を除く。)の3分の1以上の要求があったときは、経営協議会を招集しなければならない。

(議事)

第19条 経営協議会の議長は、理事長をもって充てる。

2 議長は、経営協議会を主宰する。

3 経営協議会は、委員の過半数が出席しなければ成立しない。

4 経営協議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第20条 経営協議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての意見に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (2) 中期計画(法第26条の規定により作成する中期計画をいう。以下同じ。)及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (3) 学則(法人の経営に関する部分に限る。)、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (5) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (6) その他法人の経営に関する重要事項

第2節 教育研究評議会

(設置及び構成)

第21条 大学の教育研究に関する重要事項を審議するため、大学に教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) 規則で定める教育研究上の重要な組織の長
- (5) 規則で定める教育研究上の組織を構成する者のうちから学長が指名する者
- (6) 事務職員のうちから学長が指名する者

(招集)

第22条 教育研究評議会は、学長が必要と認めたときに招集する。

2 学長は、委員(学長を除く。)の3分の1以上の要求があったときは、教育研究評議会を招集しなければならない。

(議事)

第23条 教育研究評議会の議長は、学長をもって充てる。

2 議長は、教育研究評議会を主宰する。

3 教育研究評議会は、委員の過半数が出席しなければ成立しない。

4 教育研究評議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第24条 教育研究評議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての意見に関する事項(第20条第1号に掲げる事項を除く。)
- (2) 中期計画及び年度計画に関する事項(第20条第2号に掲げる事項を除く。)
- (3) 学則(法人の経営に関する部分を除く。)その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (4) 教員人事に関する事項
- (5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (9) その他大学の教育研究に関する重要事項

第4章 業務の範囲及びその執行

(業務の範囲)

第25条 法人は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 大学を設置し、これを運営すること。
- (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- (5) 法人における教育研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- (6) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第26条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第5章 資本金等

(資本金)

第27条 法人の資本金については、別表第1及び別表第2に掲げる資産を長崎県が出資するものとし、当該資本金の額は、当該資産について、出資の日における時価を基準として長崎県が評価した価額の合計額とする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第28条 法人は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを長崎県に帰属させる。

第6章 委任

(委任)

第29条 法人の運営に関して必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、法人成立の日から施行する。

(経過措置)

- 2 大学の設置後最初の学長の任命は、第11条第1項の規定にかかわらず、学長選考会議の選考に基づくことを要しないものとし、理事長が行う。
- 3 前項の規定により任命された学長は、第10条第2項の規定にかかわらず、副理事長となるものとする。
- 4 大学の設置後最初の学長となる副理事長の任期は、第12条第1項第2号の規定にかかわらず、3年とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、総務大臣及び文部科学大臣の認可のあった日から施行する。

附 則

(施行期日)

この定款は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(旧大学の設置等)

2 法人は、第 3 条に規定するもののほか、この定款の施行日の前日において、次の表の左欄に掲げる大学に在学する者が当該大学を卒業するため必要であった教育課程の履修を行うことができるようにするため、それぞれ同表の右欄に定める大学（以下「旧大学」という。）を設置する。

この定款の施行前の長崎県公立大学法人定款（平成 17 年 8 月 25 日施行。以下「旧定款」という。）第 3 条に規定する長崎県立大学	長崎県立大学
旧定款第 3 条に規定する県立長崎シーボルト大学	県立長崎シーボルト大学

3 前項の規定により法人が設置する旧大学は、同項に規定する者が当該旧大学に在学しなくなる日において、廃止するものとする。

(最初の学長の任命の特例等)

4 長崎県立大学の設置後最初の学長の任命は、第 11 条第 1 項の規定にかかわらず、学長選考会議の選考に基づくことを要しないものとし、理事長が行う。

5 長崎県立大学の設置後最初の学長となる副理事長の任期は、3 年とする。

(旧大学の学長の任命)

6 第 11 条第 2 項に規定するもののほか、旧大学ごとに学長選考会議を置く。

7 旧大学の学長は、前項に規定する学長選考会議の選考に基づき、理事長が任命する。

8 前項の規定により任命された旧大学の学長は、第 8 条の規定にかかわらず、副理事長となるものとする。

9 第 11 条第 3 項から第 6 項までの規定は、附則第 6 項に規定する学長選考会議に準用する。この場合において、「第 21 条第 1 項」とあるのは「附則第 10 項」と、「同条」とあるのは「第 21 条」と読み替えるものとする。

(旧大学の教育研究評議会)

10 法人は、第 21 条第 1 項に規定するもののほか、旧大学ごとに当該旧大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として教育研究評議会を置く。

11 第 21 条第 2 項から第 24 条までの規定は、前項に規定する教育研究評議会について準用する。この場合において、第 24 条第 9 号中「大学」とあるのは、「当該旧大学」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

この定款は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 (第27条関係)

資産の種類別	所在地	地目	地積 (㎡)
土地	佐世保市川下町123番1	学校用地	16,532.00
土地	佐世保市川下町123番4	学校用地	218.00
土地	佐世保市川下町123番5	学校用地	64.00
土地	佐世保市川下町123番6	学校用地	212.00
土地	佐世保市川下町129番1	学校用地	25,270.00
土地	佐世保市川下町129番4	学校用地	2.51
土地	佐世保市川下町129番6	学校用地	37.00
土地	佐世保市川下町216番4	学校用地	288.00
土地	佐世保市川下町686番1	学校用地	6,033.00
土地	佐世保市川下町686番2	学校用地	63.00
土地	佐世保市川下町711番1	学校用地	15,470.00
土地	佐世保市川下町695番1	学校用地	1,586.00
土地	佐世保市川下町695番4	学校用地	49.00
土地	佐世保市川下町695番5	学校用地	48.00
土地	佐世保市川下町78番1	学校用地	6,302.00
土地	佐世保市川下町78番6	学校用地	72.00
土地	佐世保市川下町78番7	学校用地	174.00
土地	佐世保市川下町78番8	学校用地	192.00
土地	佐世保市川下町690番1	学校用地	2,951.00
土地	佐世保市川下町690番3	学校用地	124.00
土地	佐世保市川下町690番4	学校用地	73.00
土地	佐世保市川下町113番3	学校用地	9,328.00
土地	佐世保市川下町113番7	学校用地	102.00
土地	佐世保市川下町710番5	学校用地	572.00
土地	佐世保市川下町710番6	学校用地	9.24
土地	佐世保市川下町710番7	学校用地	1,141.00
土地	佐世保市川下町710番9	学校用地	1,167.00
土地	佐世保市大瀧町4番8	宅地	1,923.93
土地	佐世保市大瀧町50番12	宅地	1,913.52
土地	西彼杵郡長与町まなび野一丁目1番1	学校用地	23,960.00
土地	西彼杵郡長与町まなび野一丁目1番2	学校用地	56.00
土地	西彼杵郡長与町まなび野一丁目1番4	学校用地	958.00
土地	西彼杵郡長与町まなび野一丁目1番6	学校用地	2,605.00
土地	西彼杵郡長与町まなび野一丁目1番8	学校用地	547.00
土地	西彼杵郡長与町まなび野一丁目1番10	学校用地	11,702.00
土地	西彼杵郡長与町まなび野一丁目1番12	学校用地	60,947.00
土地	長崎市岩見町68番	宅地	412.10
土地	長崎市扇町35番	宅地	185.78
土地	長崎市扇町36番	宅地	226.94
土地	長崎市石神町50番	宅地	1,561.81
土地	長崎市石神町51番1	宅地	160.18
土地	西彼杵郡長与町まなび野二丁目9番1	宅地	2,500.01
合 計			197,739.02

別表第2 (第27条関係)

資産の種類別	所在地	施設名称	構造	延床面積 (㎡)
建物	佐世保市川下町129番地1、129番地6、216番地4	本館	鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付3階建	4,964.18
建物	佐世保市川下町129番地1、129番地6、216番地4	ポンプ室	コンクリートブロック造陸屋根平家建	21.93
建物	佐世保市川下町129番地1、129番地6、216番地4	大学院棟	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建	1,392.00
建物	佐世保市川下町129番地1、129番地6、216番地4	車庫	鉄骨造スレート葺平家建	32.40
建物	佐世保市川下町129番地1、129番地6、216番地4	武道場	鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺2階建	624.00
建物	佐世保市川下町129番地1、129番地6、216番地4	学生会館	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建	1,604.91
建物	佐世保市川下町129番地1、129番地6、216番地4	講義棟 (旧図書館)	鉄筋コンクリート造陸屋根4階建	1,970.45
建物	佐世保市川下町129番地1、129番地6、216番地4	油貯庫	コンクリートブロック造スレート葺平家建	5.48
建物	佐世保市川下町129番地1、129番地6、216番地4	倉庫	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	33.20
建物	佐世保市川下町123番地1、123番地4、129番地1、129番地6、216番地4	庁務員室	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	30.04
建物	佐世保市川下町123番地1、123番地4、129番地1、129番地6、216番地4	浄化槽室	鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付平家建	178.48
建物	佐世保市川下町123番地1、123番地4、129番地1、129番地6、216番地4	新館情報処理講義棟・新館研究棟	鉄筋コンクリート・鉄骨鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺6階建	6,059.58
建物	佐世保市川下町123番地1、123番地4、129番地1、129番地6、216番地4	新館電気室棟	鉄筋コンクリート造コンクリート屋根平家建	84.00
建物	佐世保市川下町123番地1、123番地4、129番地1、129番地6、216番地4	クラブ室棟	鉄筋コンクリート造スレート葺2階建	850.62
建物	佐世保市川下町123番地1	図書情報センター	鉄骨鉄筋コンクリート造コンクリート屋根4階建	3,848.91
建物	佐世保市川下町123番地1	屋外便所・倉庫	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	54.54
建物 (平成25年9月12日除却)	佐世保市大潟町50番地12	学長公舎	木造セメント瓦葺平家建	120.27
建物	佐世保市大潟町4番地8、50番地12	大潟集合A棟	鉄筋コンクリート造セメント瓦葺4階建	665.36
建物	佐世保市大潟町4番地8、50番地12	ポンプ室	鉄筋コンクリート造セメント瓦葺平家建	24.50
建物	佐世保市大潟町50番地12、4番地8	大潟集合B棟	鉄筋コンクリート造セメント瓦葺4階建	1,330.72
建物	佐世保市川下町129番地1、123番地1、123番地4	体育館	鉄筋コンクリート・鉄骨造アルミニウム板葺2階建	2,176.97
建物	西彼杵郡長与町まなび野一丁目1番地1、1番地10、1番地12	東棟	鉄筋コンクリート造陸屋根6階建	9,388.55
建物	西彼杵郡長与町まなび野一丁目1番地1、1番地10、1番地12	西棟	鉄筋コンクリート造陸屋根5階建	7,286.78
建物	西彼杵郡長与町まなび野一丁目1番地1、1番地10、1番地12	中央棟	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建	2,345.98
建物	西彼杵郡長与町まなび野一丁目1番地1、1番地10、1番地12	図書館	鉄筋コンクリート造陸屋根・亜鉛メッキ鋼板葺3階建	2,612.99
建物	西彼杵郡長与町まなび野一丁目1番地1、1番地10、1番地12	本部棟	鉄筋コンクリート造陸屋根3階建	2,827.65
建物	西彼杵郡長与町まなび野一丁目1番地1、1番地10、1番地12	学生会館	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建	1,942.34
建物	西彼杵郡長与町まなび野一丁目1番地1、1番地10、1番地12	体育館	鉄筋コンクリート造ステンレス鋼板葺・陸屋根2階建	2,650.29
建物	西彼杵郡長与町まなび野一丁目1番地1、1番地10、1番地12	クラブハウス	鉄筋コンクリート造陸屋根3階建	550.26
建物	西彼杵郡長与町まなび野一丁目1番地1、1番地10、1番地12	エネルギーセンター	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建	887.83
建物	西彼杵郡長与町まなび野一丁目1番地1、1番地10、1番地12	倉庫	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建	442.86
建物	西彼杵郡長与町まなび野一丁目1番地1、1番地10、1番地12	体育倉庫	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	73.71
建物	西彼杵郡長与町まなび野一丁目1番地1、1番地10、1番地12	廃棄物保管庫	コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	14.47
建物	西彼杵郡長与町まなび野一丁目1番地1、1番地10、1番地12	廃棄物保管庫2	コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	7.27
建物	西彼杵郡長与町まなび野二丁目9番地1	教員住宅	鉄筋コンクリート造陸屋根6階建	4,074.95
建物	長崎市扇町36番地、35番地	学長公舎	木造スレート葺平家建	138.62
建物	長崎市石神町50番地	教員住宅	鉄筋コンクリート造瓦葺3階建	1,193.25
建物	長崎市岩見町68番地	留学生宿舎	コンクリートブロック造陸屋根2階建	188.80
合 計				62,699.14